

改正

令和7年3月31日告示第40号

上市町地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上市町補助金等交付規則（平成2年上市町規則第2号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、上市町地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援金の交付)

第2条 支援金の交付に関しては、富山県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に特別の定めのある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により町の住民基本台帳に記録されること（日本の国籍を有しない者のうち町内に住所を有する者にあつては、特別永住者の資格又は永住の許可により記録される場合に限る。）をいう。
- (2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。

(支援金の交付)

第4条 町長は、地方での就職活動にかかる経費に対し、予算の範囲内において支援金を交付するものとする。

(対象者)

第5条 支援金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件として、次のア、イ及びウに掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民登録がされていること。ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、富山県に所在する企業に就職することが内定していることを条件とし、住民登録を行う前の者も対象とする。

(イ) 交付金の交付決定がされた後であって、富山県において地方就職学生支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。

(ウ) 支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(エ) 上市町に支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、卒業後に次号の要件を満たす就職先に就職し、上市町に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人、又は外国人であって、次のいずれかの在留資格を有すること。

a 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する次のいずれかの在留資格

(a) 永住者

(b) 日本人の配偶者等

(c) 永住者の配偶者等

(d) 定住者

b 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者

(ウ) その他県又は町が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として、次のア及びイに掲げる事項の全てに該当すること。

ア 就業先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が富山県に所在する企業等に、前号アの要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 国の行政機関ではないこと。

イ 就業条件等に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業すること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 当該地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(3) 就職活動等に関する要件として、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 卒業・修了年度の4月1日以降に富山県、市町村又は富山労働局が県内で主催・後援する合同企業説明会等に参加すること。

イ 卒業・修了年度の4月1日以降に県内で実施される就職・採用活動に参加すること。

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第7条 前条の支援金の申請を行う者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 上市町地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号）

(2) 就職先企業等による証明書（様式第2号）

(3) 卒業・修了証明書（在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する者は、在学証明書（卒業学年であることの確認がとれるものに限る。））

- (4) 対象となる経費の領収書等
- (5) 移住元の住所を確認できる資料
- (6) 顔写真付き身分証明書の写し
- (7) 振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

(交付決定の通知)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに上市町地方就職学生支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合等により当該年度における支援金の交付を行わないこととした場合は、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第9条 町長は、交付決定を行った申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、申請の日から3月以内に支援金の交付を行うものとする。ただし、別表に定めるそれぞれの経費に対し一人1回ずつを交付の限度とする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条第2項に規定する補助事業等の遂行について必要と認められる事項は、次に掲げるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、県及び町が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 虚偽の申請により交付を受けたことが判明した場合は、全額返還を請求する。
- (2) 在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請した場合において、申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合は、全額返還を請求する。
- (3) 在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請した場合において、申請日から1年以内に上市町に転入しなかった場合は、全額返還を請求する。（ただし、申請時に既に住民登録がされている場合を除く。）
- (4) 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合は、全額返還を請求する。ただし、退職日から3月以内に富山県内の別の企業に就業する場合を除く。
- (5) 上市町への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満に富山県外の市区町村に転出した場合は、全額返還を請求する。ただし、住民票を移さず転出していた者は、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

(6) 上市町への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以下の間に富山県外の市区町村に転出した場合は、半額返還を請求する。ただし、住民票を移さず転出していた者は、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

(報告及び立ち入り調査)

第11条 県及び町は、申請内容が適切に実施されているかどうか等を確認するために必要があると認めるときは、交付決定者に対し、申請内容に関する事後の報告及び立ち入り調査を求めることができる。

(返還請求等)

第12条 規則第16条に規定する補助金等の返還を求める場合の請求書の様式は、上市町地方就職学生支援金返還請求書(様式第4号)とする。

2 規則第16条の規定により返還の請求を受けた交付決定者は、当該返還の請求を受けた額を町長が定める期限までに支払わなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、県と町が協議の上、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日告示第40号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

就職活動等に係る経費(交通費)	上市町職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和33年上市町規則第1号)に基づく東京までの往復交通費の2分の1以内の額。ただし、上限額は12,960円とし、内定企業から交通費の支給があった場合の交付額は、東京までの往復交通費から内定企業からの支給額を差し引いた額の2分の1とする。
移住にかかる経費(移転費)	移転に要した実費の額。ただし、上限額は81,500円とし、内定企業から移転費の支給があった場合の交付額は、移転費から内定企業からの支給額を差し引

	いた額とする。なお、令和7年3月31日以前に大学又は大学院を卒業・修了した者については、移転費の交付の対象外とする。
--	------------------------------------------------------------

上市町長 宛て

上市町地方就職学生支援金交付申請書

上市町地方就職学生支援金交付要綱第7条の規定により、地方就職学生支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名	
	所在地	
	会場住所	
面接・試験日	年 月 日	
内定日	年 月 日	

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

6 「上市町地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する	B. 誓約しない
7 「上市町地方就職学生支援金の交付に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する	B. 同意しない
移住日から5年以上継続して、上市町に居住する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職学生支援金の支給対象となりません。

5 添付書類

- (1) 就業証明書（様式第2号）
- (2) 卒業・修了証明書（在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する者については、在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）
- (3) 対象となる経費の領収書等
- (4) 卒業年度における移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- (5) 顔写真付き身分証明書の写し
- (6) 振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

6 上市町地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

(1) 本事業に関する報告及び立ち入り調査について、県及び町から求められた場合には、それに応じます。

(2) 以下の場合には、富山県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

ア 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ 在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請した場合、支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

ウ 在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請した場合、支援金の申請日から1年以内に上市町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に上市町に住民票がある場合を除く。）：全額

エ 地方就職支援金の要件を満たす職への就業開始日から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）：全額

オ 転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満に富山県外の市区町村に転出した場合（ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする）：全額

カ 県実施要領に基づく支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

キ 転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に富山県外の市区町村に転出した場合（ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする）：半額

(3) 上市町暴力団排除条例（平成24年上市町条例第1号）第2条に規定する暴力団又はこれらのものと密接な関係を有しておりません。

7 上市町地方就職学生支援金の交付に係る個人情報の取扱い

富山県又は上市町は、上市町地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、富山県及び上市町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

管理コード（上市町使用欄）

様式第2号（第7条関係）
様式第2号（第7条関係）

年 月 日

上市町長 宛て

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者（職・氏名） 職
氏名

印

就業証明書（地方就職学生支援金申請書用）

以下のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
内定年月日	年 月 日
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
移住先地域内での 就業の有無	<input type="checkbox"/> 居住している都道府県内の事業所に就業している (予定も含む)
就職活動等にかかる 経費（交通費）の支援	<input type="checkbox"/> 支給をしていない <input type="checkbox"/> 支給をしている (円)
移住にかかる経費 (移転費)の支援	<input type="checkbox"/> 支給をしていない <input type="checkbox"/> 支給をしている (円)

※上市町地方就職学生支援事業に関する事務のため、通勤者の勤務状況などの情報を富山県及び上市町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

上市町長

上市町地方就職学生支援金の交付決定通知について

年 月 日付けで交付申請のあった上市町地方就職学生支援金については、上市町地方就職学生支援金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

1 支援金の額 金 円

※1 振込予定日 年 月 日

※2 移住支援金は、ご登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）

振込先名義（カナ）

2 交付の条件

町は、上市町地方就職学生支援金交付要綱第10条の規定に基づき、以下の場合は、地方就職学生支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- (1) 地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- (2) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
- (3) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に上市町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に上市町に住民票がある場合を除く。）：全額
- (4) 地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）：全額
- (5) 転入日から3年未満に上市町以外の市区町村に転出した場合：全額
- (6) 転入日から3年以上5年以内に上市町以外の市区町村に転出した場合：半額

（備考）

町は、申請内容が適切に実施されているかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請内容に関する事後の報告及び立ち入り調査を求めることがあります。この求めに応じない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

管理コード（上市町使用欄）	
---------------	--

年 月 日

様

上市町長

上市町地方就職学生支援金返還請求書

上市町補助金等交付規則第16条の規定により、次のとおり支援金の返還を請求します。

1 返還請求額 金 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還を請求する理由

4 返還方法

5 返還請求給付金

- (1) 文書番号 上 第 号
(2) 発出年月日 年 月 日
(3) 交付金の名称 上市町地方就職学生支援金
(4) 交付金の交付額 金 円
(5) 交付金の交付年月日 年 月 日